

## 入札公告

令和 7年 2月 12日

下記のとおり一般競争入札に付します。

独立行政法人 国際交流基金  
関西国際センター  
契約担当職  
副所長 山崎 宏樹

### 記

#### 1. 調達内容

- (1) 調達件名：  
国際交流基金関西国際センター研修用ネットワークにおける運用管理サーバのクラウド化を伴うリプレースおよびネットワーク機器・クライアントPC賃貸借契約
- (2) 業務内容：入札説明書および仕様書による
- (3) 契約期間：  
ア. 作業期間  
契約締結日～令和7年8月31日  
イ. 賃貸借期間  
令和7年9月1日～令和11年8月31日
- (4) 履行場所：入札説明書および仕様書による
- (5) 入札方式：  
連携する販売代理店およびリース会社の二者（一組）を一入札参加者とする一般競争入札（総合評価落札方式〔加算〕）による。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税法および地方消費税法の規定により定められた税率により算定された額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税および地方消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

#### 2. 競争参加資格

特段の記載がない限り、入札参加者たる販売代理店およびリース会社の双方ともにおいて各号を満たす必要がある。

- (1) 独立行政法人国際交流基金会計細則第16条又は第18条の規定に該当しない者であること。

##### <会計細則 抜粋>

第 16 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者および破産者で復権を得ない者を会計規程第 23 条に定める一般競争および会計規程第 24 条に定める指名競争（以下「競争」という。）に参加させることができない。

第 18 条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- (2) 令和7・8・9年度の競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において

A、B又はC等級を有する者であること。

全省庁統一資格および申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと。

(独立行政法人国際交流基金(以下「JF」という。)では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること)。

※調達ポータルサイト

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101#c4>

- (3) JF または外務省から指名停止にされている期間中の者でないこと。
- (4) JF との契約に関して過去1年において債務不履行、納期遅滞等を起こしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札参加者のうち、販売代理店においては、ISMS 認証 (ISO27001) を取得していること。
- (6) 入札参加者たる販売代理店又はリース会社のいずれかが、下記4. により実施する入札説明会に参加した者であること。
- (7) 入札参加者のうち、販売代理店又はリース会社のいずれか一方が、入札関係書類(入札書、提案書等)提出を行う場合は、予め、他方に対し、入札に関する一切の情報および資料を共有し、当該入札書(提案書)の内容につき確認および承諾を得おくこと。
- (8) 入札参加者のうち、販売代理店においては、以下の2点を満たす者であること。
  - ア. 官公庁における同規模の情報システムの導入実績を有すること、又は当該業務分野に関する業務や関係法令の知識を持ち同規模の情報システムの導入実績を有すること。
  - イ. 直近10年間で、サーバのクラウド化において、複数拠点数(2拠点以上)のネットワークを構築した実績を有すること。
- (9) 入札参加者のうち、リース会社においては、直近10年間でリース実績が2件以上あること。
- (10) その他入札説明書、仕様書に定める全ての要件を満たす者であること。

### 3. 入札説明書・仕様書の交付方法

- (1) 交付方法：  
下記(3)の要領にて、誓約書を提出した交付希望者に対し、電子メールにて交付を行う。
- (2) 申し込み期間：  
令和7年2月12日(水)～令和7年4月3日(木)17時締切
- (3) 誓約書の提出
  - ア. 提出物：記入および押印済み誓約書をスキャンしたPDFファイル
  - イ. 提出方法：下記9.の連絡先まで電子メールにて送付すること。
- (4) 入札説明書等に関する質問：  
入札説明書を参照すること。
- (5) 注意事項：  
誓約書を提出する際は連携する販売代理店およびリース会社の二者より提出すること。

### 4. 入札説明会(参加必須)

次のとおり入札説明会を行うので、入札に参加を希望する販売代理店又はリース会社のいずれかは必ず参加すること。なお、連携する販売代理店又はリース会社のいずれも入札説明会に参加しなかった場合には、入札に参加することができない。

- (1) 日時：令和7年4月4日(金)13時30分
- (2) 場所：〒598-0093 大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北3-14  
国際交流基金関西国際センター 研修室1
- (3) 説明会に参加を希望する者は、令和7年4月3日(木)17時までに下記9.の連絡先に

電子メールにて参加申込みを行うこと（会社名、担当者名、連絡先を明記すること）。1社からの参加人数は2名までとする。

(4) 注意事項

- ア. 参加者間の匿名性確保のため、参加者を特定又は推測可能な情報を共有しないこと。
- イ. 説明会における説明内容等を記録（録画、録音）しないこと。
- ウ. 他の参加者の情報を記録しないこと。
- エ. 説明会終了後も含め、他の応札希望者との間で連絡を取らないこと、連絡を試みないこと。
- オ. 事前に許可を受けた参加者以外に、参加方法等の情報を漏洩しないこと。
- カ. 説明会の進行を妨げる行為を行わないこと。
- キ. その他、JFの指示に従うこと。

5. 事前審査書類／技術提案書等の提出

- (1) 提出締切：令和7年4月28日（月）17時必着
- (2) 提出場所：オンライン
- (3) 提出方法：下記9. の連絡先まで電子メールにて提出すること。提出する際は、ウイルス対策ソフトウェアによる確認を行い、不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。
- (4) 提出を求める書類：入札説明書記載のとおり

6. 入札・開札

- (1) 日時：令和7年5月23日（金）13時30分
- (2) 場所：〒598-0093 大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北3-14  
国際交流基金関西国際センター 第1会議室
- (3) 開札：入札後即時開札する。落札結果はJFのホームページで公表する。
- (4) 上記入札・開札に立ち会うことができない場合：  
郵送等（宅配便等を含む。）による入札書類の提出を受け付ける。その場合、入札書は追跡可能な手段により、下記9. の担当者宛に以下の提出期限までに到着するよう送付し、WEB追跡システム等で到着を確認すること（JFへの到着照会を受け付けない）。持参は受け付けない。  
提出期限：令和7年5月23日（金）12時（必着）

7. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、入札説明書で指定する要求要件のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札者の中から、入札説明書で定める総合評価の方法をもって落札者を定める。

8. 契約および契約条件等

- (1) 契約書作成の要否：要
- (2) 契約保証金:免除
- (3) その他:入札説明書を参照のこと

9. 担当部署および連絡先

〒598-0093 大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北3-14  
独立行政法人国際交流基金 関西国際センター教育事業チーム  
担当：高桑 / 三木  
電子メールアドレス：kc\_bid@jpf.go.jp  
電話：072-490-2601  
※土・日・祝祭日を除く平日9時～17時30分

※電子メールで連絡する際は、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を必ず明記すること。

## 10. その他

- (1) 入札、契約手続きにおいて使用する言語および通貨：日本語および日本国通貨
- (2) 入札保証金：免除
- (3) 入札の無効：本公告に示した競争参加資格のない者による入札および入札に関する条件に違反した者の提出した入札書は無効とする。
- (4) JFの主要な業務及び事業の改廃などやむを得ない事情が生じる場合には、当該事情に応じて、本契約の全部又は一部の解除等も含め、本契約の変更等を行うことがある。  
(\*) その他詳細は入札説明書および仕様書による。

以上

<独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供および情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力をお願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供および情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

### 1. 公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

- (1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている法人。

### 2. 公表する情報

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の事業概要
- (3) 当該在職者の法人における役職
- (4) 当該在職者の当基金における最終役職
- (5) 直近の会計年度における取引高
- (6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満、3分の2以上」の何れに該当するか

### 3. 提供していただく情報

- (1) 契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報（人数、現在の職名および当基金における最終職名）
- (2) 契約締結日の直近の財務諸表（総売上高又は事業収入の記載があるもの）

### 4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して72日以内（4月1日から4月30日までの間に締結した契約については93日以内）

以上